**令和８年度地域資源活用・地域連携推進支援事業**

**要望調査用チェックシート（要件確認及び配分基準）**

〇実施要領案別記２－１　地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業

**事業実施主体：**

第２　事業内容等

|  |  |
| --- | --- |
| いずれの取組を行うか。 | |
| １　新商品開発・販路開拓の実施 |  |
| ２　直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 |  |
| ３　多様な地域資源を新分野で活用する取組 |  |
| ４　多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進 |  |

**【要件確認】**

※県等は、各項目を満たすと確認した根拠書類等の番号を各確認欄に明示する。（当該書類右上部に同番号が明記されていること。）

※各地方農政局等は、提出された根拠書類と確認項目を確認した旨を各確認欄に記載する。

第４　実施基準等

　１　地域要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いずれかの地域で取り組まれるものになっているか | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| （１）特定農山村地域 |  |  |
| （２）振興山村 |  |  |
| （３）過疎地域 |  |  |
| （４）半島振興対策実施地域 |  |  |
| （５）離島振興対策実施地域 |  |  |
| （６）沖縄地域 |  |  |
| （７）奄美群島 |  |  |
| （８）小笠原諸島 |  |  |
| （９）特別豪雪地帯 |  |  |
| （10）指定棚田地域 |  |  |
| （11）旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。） |  |  |
| （12）中山間地域 |  |  |
| （13）農業振興地域 |  |  |
| （14）漁業集落 |  |  |

２　事業実施主体

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いずれかの事業実施主体になっているか。 | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| （１）市町村：当該市町村が市町村協議会（地域資源活用・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの）を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。 |  |  |
| （２）市町村協議会：当該協議会を組織する市町村が市町村戦略を定めていること。 |  |  |
| （３）市町村協議会の構成員：事業実施計画に記載された事業の内容が、市町村戦略に基づいて行われる取組であること。 |  |  |
| （４）農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体のことをいう）、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員又は特認団体：多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれること。なお、当該ネットワークについては事業実施主体を含む３者以上を構成員とし、農林漁業者等を必ず含むものであること。　※研究開発にあっては、コンソーシアム |  |  |

３　事業の採択基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採択基準に沿っているか。 | | | 県等確認欄 | | 農政局等確認欄 |
| 1. 新商品開発を行う場合   次のア及びイを満たすものであること。  ただし、施設給食及び介護食品の取組にあっては、アに代わり、ウを満たすものであること。 | | | | | |
|  | ア　対象地域に賦存する農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。 |  | |  | |
| イ　食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。 |  | |  | |
| ウ　対象地域に賦存する農林水産物等を活用し、かつ、施設給食の利用者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、主要原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について、事前に十分な調査・検討が行われているものであること。 |  | |  | |
| （２）別表１の取組において試験販売を実施する場合にあっては、次のア及びイを満たすものであること。（試験販売の実施により事業実施期間中に収益が発生した場合には、本事業に要した経費から当該収益を差し引いて交付金の額を確定させるものであること。） | | | | | |
|  | ア　展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。 | |  | |  |
| イ　商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。 | |  | |  |
| （３）設備・機器の導入を実施する場合、利用計画を作成し、耐用年数の期間にわたり当該設備・機器の利用及び管理がなされるものであるか。 | | |  | |  |

第７　助成

交付対象外経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下のものが**含まれていないか** | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| （１）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として支払う経費以外の経費 |  |  |
| （２）拠点となる事務所の借上経費 |  |  |
| （３）交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額 |  |  |
| （４）市町村職員の人件費 |  |  |
| （５）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費 |  |  |

**【配分基準チェックシート】**

※県等は事業者から提出のあった事業実施計画書、添付資料等を基に、ポイント設定が正しいか確認し、確認した根拠書類等の番号（提出資料に付番）等を各確認欄に明示する。（事業実施計画書の記載事項がポイント付与の根拠となる場合、該当欄の番号（例：計画書１（１）等）を各確認欄に明示）

※各地方農政局等は、提出のあったポイント及び根拠書類を確認した旨を各確認欄に記載する。

＜実施要領案　別表２（地域資源活用・地域連携推進支援事業の配分基準）＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目及び配点基準 | （参考）  ポイント | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| ①　事業実施地域における雇用機会の確保や交流人口の創出に資する取組であること  ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。  ア　定量的な目標として、当該取組を実施するために２人以上の雇用の増加を定めていること  イ　定量的な目標として、交流人口の増加に資する域外からの入込客数等の増加を定めていること | ３  ３ |  |  |
| ②　地域の課題を踏まえた取組を行うよう努めること  ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。  ア　事業の実施により都道府県戦略の目標達成に寄与することが定量的に示されていること  イ　事業の実施により市町村戦略の目標達成に寄与することが定量的に示されていること  ウ　ア及びイのほか、事業の実施により地域の経済や及び農業等にどのような好影響を与えるかについて、定量的な関係性が示されていること | ２  ２  １ |  |  |
| ③　他の関連事業と連携している取組であること。  　・以下項目のうち該当するもの全てにポイントを加算する。  ア　地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）を活用した事業者の取組  イ　前年度、地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携サポート事業における地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業において、支援を受けて策定した経営改善戦略に則した取組であること  ウ　前年度、地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携サポート事業における地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業において、開催された人材育成研修会で習得した技術や知識を活かして実施される取組であること | ３  ３  ２ |  |  |
| ④　他の施策と連携している取組であること  ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。  ア　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であること  イ　中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年３月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第２により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される取組であること  ウ　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第２条に規定する特定有人国境離島地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）で実施される取組であること  エ　以下のいずれかに基づいて実施する事業であること  （ア）みどり法第19条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第１項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画  （イ）みどり法第39条第１項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画  （ウ）みどり法第16条第１項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組となっている。  （エ）みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画  （オ）「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和７年10月30日付け７農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画  オ　「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において、デジタル技術を活用して実施される取組であること  カ　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組であること  キ　別表１の事項２の取組を実施する直売所が、取組を行う地域が所在する都道府県又は市町村が作成する「地産地消促進計画」に基づく取組であり、かつ事業実施年度から５年後に年間販売額が１億円以上となることを目標としており、実現可能性が十分であると認められる直売所であること  ク　別記２－２の第２の１の（２）地域資源活用・地域連携促進事業で実施されるビジネスコンテストにおいて、過去４年間において最優秀賞、優秀賞、特別賞に選定された取組であること  　　ケ　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第１項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組であること  コ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第１項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられた取組であること  サ　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）により認定を受けた、安定取引関係確立事業活動計画に位置付けられた取組であること | １  １  １  １  １  １  １  １    １  １  １ |  |  |

＜配分基準通知案　別表１（成果目標に基づくポイント）　推進計画案 I及びII関連＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 参考書類例 | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| I　 B1　現況値 | 事業実施主体の経営における付加価値率（事業実施主体の売上高に対する付加価値額の割合、申請時、％） | ・事業実施計画１（６）②-１申請時における事業実施主体の現況値  ・申請時点における財務諸表等  （補助シートも活用） |  |  |
| II　B2　現況値 | 事業実施主体の経常利益率（事業実施主体の売上高に占める経常利益の割合、申請時、％） |  |  |
| I　 B1　成果目標 | 付加価値額の増加率（％） | ・事業実施計画１（６）②-１成果目標及びその推移  （補助シートも活用） |  |  |
| II　B2　成果目標 | 売上高の増加率（％） |  |  |

＜配分基準通知案　別表２（事業の継続性に基づくポイント）　推進計画案 Ⅲ関連＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 評価項目 | 配点 | | | | 評価の着眼点内訳（事業実施計画及びその添付書類を参照） | 確認欄 | |
| 合計 | 内訳 | | | 県等 | 農政局等 |
| １ | 事業の趣旨・目的の理解度 | ５pt | ３pt | ３pt：よく理解している | | ・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。  ※本項目が０ptの場合は、配分対象外とする。 |  |  |
| １pt：理解している | |
| ０pt：理解していない | |
| ２pt | ２pt：よく対応している | | ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。 |  |  |
| １pt：対応している | |
| ０pt：対応していない | |
| ２ | 事業実施による効果、事業内容の妥当性 | ５pt | ５pt　該当数３ | | | ・成果目標に設定根拠があり、合理的かつ実現可能な設定となっているか  ・事業費の積算根拠を確認できる資料が提出されているか  ・成果目標達成に資する取組内容となっているか |  |  |
| ３pt　該当数２ | | |
| １pt　該当数１ | | |
| ０pt 示されていない | | |
| ３ | 事業実施の確実性・継続性の確保 | 10pt | ５pt | | | 以下（いずれか）の項目に該当する場合、ポイントを加算する。  ・事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画か  ・事業費に自治体の費用を含んでいるか  ・事業完了後の持続可能な運営のため、事業実施計画における収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証しているか |  |  |
| ５pt | | ５pt　該当数３ | 以下の項目の該当数に応じてポイントを加算する。  ・事業計画書に自治体の関与(費用面以外)が明示されているか  ・事業計画書に女性や若者の関与が明示されているか  ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか(予算計画、自治体、女性、若者の関与以外の観点で記載されている場合該当) |
| ３pt　該当数２ |
| １pt　該当数１ |
| ０pt 示されていない |
| ４ | 事業遂行のための実施体制の妥当性 | 10pt | ４pt | | ４pt よく確保されている | ・代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者その他の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 |  |  |
| ２pt 確保されている |
| ０pt確保が不十分 |
| ４pt | | ４pt 明確 | ・関係機関又は関係者の役割分担は明確か。 |  |  |
| ２pt おおよそ明確 |
| ０pt 不明確 |
| ２pt | | ２pt 構築している | ・行政との連携体制を構築しているか。 |  |  |
| ０pt 構築していない |

＜配分基準通知案　別表３（他施策との連携に基づく加算ポイント） 推進計画案 Ⅳ-１関連＞

※「実施要領案　別表２の配分基準における評価項目（上記ｐ６～８）」と重複する項目は、確認欄の記載不要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 配分基準案別表３　（参考となる事業実施計画の記載事項　１事業の目的及び効果等（７）②　及び　３行政施策等との関連性等）  事業実施主体が策定する事業実施計画について、国土強靱化、二地域居住、官民共創等、農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組についてポイント加算を行う。  ３つ以上の施策との連携：５ポイント　／　２つ以上：３ポイント　／　１つ：１ポイント | | 確認欄 | | |
| 県等 | 農政局等 | |
| 国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組であること） | |  |  | |
| 二地域居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19 年法律第52 号）第22 条第１項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組であること） | |  |  | |
| 要綱別表１の(１)ア(イ)ｂ(ｂ)に定める地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業のうち実施要領別記２-２の第２の１(２) に定める地域資源活用・地域連携促進事業（以下「地域資源活用・地域連携促進事業」という。）に基づく、地域と地域金融機関等が連携して地域課題を解決する官民共創に係る施策 | |  |  | |
| 地域資源活用・地域連携促進事業に基づく、農山漁村の課題解決に貢献する取組が特定の社会的・環境的インパクトの創出につながっていること等を示す証明書制度により、農山漁村の課題解決に貢献したことが証明された取組について、企業等が地域内で継続し又は地域外へ展開する官民共創に係る施策 | |  |  | |
| 農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組  （実施要領別表２の一部） | | | | |
|  | ア 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であること |  | |  |
| イ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29 年３月31 日付け28 農振第2275 号農林水産事務次官依命通知）第２により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される取組であること |  | |  |
| ウ　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第２条に規定する特定有人国境離島地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）で実施される取組であること |  | |  |
| エ　以下のいずれかに基づいて実施する事業であること  （ア）みどり法第19条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第１項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画  （イ）みどり法第39条第１項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画  （ウ）みどり法第16条第１項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組となっている。  （エ）みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画  （オ）「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和７年10月30日付け７農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画 |  | |  |
| オ　「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において、デジタル技術を活用して実施される取組であること |  | |  |
| コ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第１項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられた取組であること |  | |  |
| サ　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）により認定を受けた、安定取引関係確立事業活動計画に位置付けられた取組であること |  | |  |

＜配分基準通知案　別表４（民間資金・人材の活用に基づく加算ポイント） 推進計画案 Ⅳ-２関連＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配分基準案別表４  （１）及び（２）の取組を行う場合：５ポイント  （１）又は（２）のいずれかの取組を行う場合：３ポイント | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| （１）事業実施主体又はその構成員が、クラウドファンディング、クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税その他の寄附の活用により民間資金を調達し、事業費の地方負担分に充当する場合又は事業実施計画に位置付けられていない取組であっても事業実施計画の効果を一層高めるために活用する場合  （２）事業実施主体が、事業実施計画の効果を一層高めることを目的に、地域活性化起業人、企業版ふるさと納税（人材派遣型）その他の異なる業種から民間人材を確保する制度を活用し、事業実施体制の構築を行う場合 |  |  |

＜配分基準通知案　別表５（都道府県加算ポイント） 推進計画案 Ⅳ-３関連＞　※割愛

＜配分基準通知案　別表６（中山間地域等加算ポイント） 推進計画案 Ⅳ-４関連＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配分基準案別表６  中山間地域等において事業を行う場合については、３ポイントを加算できるものとする。 | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| 農林統計上の定義による中間農業地域 |  |  |
| 農林統計上の定義による山間農業地域 |  |  |
| 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に該当する「特定農山村地域」 |  |  |
| 山村振興法第七条第一項により指定された「振興山村」 |  |  |
| 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条に該当する「過疎地域」 |  |  |
| 半島振興法第二条第一項により指定された「半島振興対策実施地域」 |  |  |
| 離島振興法第二条第一項により指定された「離島振興対策実施地域」 |  |  |
| 沖縄振興特別措置法第三条第一項により定義された「沖縄」 |  |  |
| 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定された「奄美群島」 |  |  |
| 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項により定義された「小笠原諸島」 |  |  |
| 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯 |  |  |
| 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域 |  |  |
| 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。） |  |  |